

2019年11月8日
株式会社日本政策金融公庫

**令和元年台風第19号により被害を受けた農林漁業者等の皆さま向けの特例措置について
(金利負担軽減の対象者拡大、融資限度額の引上げ)**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、令和元年台風第19号により被害を受けた農林漁業者等の皆さま向けに特例措置の取扱いを開始していますが、今回、以下の追加措置(金利負担軽減措置の対象者拡大、災害関連資金の融資限度額引上げ)の取扱いを開始しましたのでお知らせします。

日本公庫は、引き続き、被害を受けた農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【今回追加された特例措置】 (詳細は別紙参照)

追加措置	内容
金利負担軽減措置の対象者拡大	<p>農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金にかかる金利負担軽減措置(詳細は別紙の参考1、参考2、参考3)の対象者に「間接被災者」※を追加。</p> <p>※間接被災者(農林漁業者) 「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨」により、重要な取引先(出荷先、資材調達先等)の罹災証明書が確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる農林漁業者等</p>
災害関連資金の融資限度額引上げ	<p>農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金(災害復旧施設)について、融資限度額を引上げ。 (詳細は別紙の参考4)</p>

本措置内容に関する農林漁業者の皆さまからのご相談については、本店農林水産事業本部(フリーコール:0120-926478)及び各支店農林水産事業で受け付けています。

【参考1】 農業者等向け特例措置内容

措置の内容	対象資金
<p>金利負担軽減措置</p> <p>右記の災害関連資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。</p>	<p>① 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）※</p> <p>③ 経営体育成強化資金※</p> <p>④ 農林漁業施設資金 （農業を営む方、農業を営む方の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う方に融資するものに限る。）</p> <p>⑤ 農業基盤整備資金 ※負債整理関係資金を除く</p>

【参考2】 林業者等向け特例措置内容

措置の内容	対象資金
<p>金利負担軽減措置</p> <p>右記の災害関連資金について、全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成することで、融資当初10年間の実質無利子となります。</p>	<p>① 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>② 農林漁業施設資金（林業関係の施設に限る。）</p> <p>③ 林業基盤整備資金 （利用間伐推進資金(償還円滑化)及び伐採調整資金を除く。）</p>

【参考3】 漁業者等向け特例措置内容

措置の内容	対象資金
<p>金利負担軽減措置</p> <p>右記の災害関連資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。</p>	<p>① 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>② 農林漁業施設資金(漁業関係の施設に限る。)</p> <p>③ 漁業経営改善支援資金</p>

【参考4】 農林漁業者等共通の特例措置内容

措置の内容	対象資金	融資限度額〔括弧内は現行の取扱い〕
融資限度額の引き上げ	農林漁業セーフティネット資金	<p>一般:1,200万円〔600万円〕</p> <p>特認※:年間経営費等の12分の12〔同12分の6〕</p> <p>※ 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。</p>
	農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	<p>負担額の100%又は1施設当たり1,200万円のいずれか低い額 〔負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額〕</p>

(注)特例措置の内容に応じて、対象者が異なります。